

石川県公報

令和7年10月3日(金曜日)

号 外

(第65号)

目 次

条 例		○いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例	
○石川県税条例の一部を改正する条例 (税務課)	1	(同)	2
○石川県立総合看護専門学校条例及び石川県立保育専門学校条例の一部を改正する条例 (少子化対策監室)	2		

条 例

石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月三日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第三十六号

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項中「令和八年一月三十一日」を「令和十三年一月三十一日」に改める。

附則第十条の四の次に次の一条を加える。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第十条の五 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第二十三条に規定する認定事業者が同法第二十四条第一項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第二十五条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和八年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の附則第十条の五の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

石川県立総合看護専門学校条例及び石川県立保育専門学園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月三日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第三十七号

石川県立総合看護専門学校条例及び石川県立保育専門学園条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第八条第一項の規定による」を「第四条第一項又は第六条第一項の」に改める。

- 一 石川県立総合看護専門学校条例（昭和四十八年石川県条例第六十六号）附則第五項
- 二 石川県立保育専門学園条例（昭和三十九年石川県条例第三十五号）附則第二項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月三日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第三十八号

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例

いしかわ子ども総合条例（平成十九年石川県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第二項中「二人以上の」を削り、「多子世帯」を「子育て世帯」に改め、同条第三項中「多子世帯」を「子育て世帯」に改める。

第七十二条中「多子世帯及び母子家庭等」を「子育て世帯」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。